

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	長崎街道（国道34号）利活用における基礎資料作成業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 長崎市宿町316-1
契約締結日	平成28年 6月20日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人日本みち研究所 東京都江東区木場2-15-12
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,132,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,337,200-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

契約理由書

1. 業務件名 長崎街道（国道34号）利活用における基礎資料作成業務

2. 履行場所 長崎河川国道事務所

3. 契約の相手方 住所：東京都江東区木場2-15-12 MAビル3階
会社名：一般財団法人日本みち研究所
電話：03-5621-3111

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

歴史・文化的な価値を有する道路施設等をリバイバルし、観光資源として利活用することを視野に、長崎街道（国道34号）にまつわる歴史文化遺産等を調査・整理するとともに、長崎街道が鎖国時代以前から果たしてきた役割や歴史的な位置づけについてとりまとめ、有識者や関係機関による勉強会での議論を元に、利活用の基礎資料を作成するものである。

2) 業務の内容

- | | |
|---------------|----|
| 1. 条件整理 | 1式 |
| 2. 他事例収集 | 1式 |
| 3. 勉強会の開催 | 1式 |
| 4. 利活用の基礎資料作成 | 1式 |
| 5. とりまとめ | 1式 |

3) 契約に付する理由

本業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及び企画競争の手続きに基づき調査審理した結果、一般財団法人日本みち研究所は、本業務を遂行するために必要な技術力を備えていると判断され、かつ、特定テーマに対する技術提案において、総合的に最も優れた提案を行ったものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 調査第二課長